

劇場、音楽堂等が、実演芸術の創造と享受機会の充実を図る拠点として
機能していくための総合的な政策の構築と予算充実に関する意見書
－実演芸術団体等として連携を進め役割を果たすため

2012年8月22日

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

はじめに

我が国に2千以上存在する実演芸術の上演可能な設備を有する施設の設置者は、国、地方公共団体、民間（実演芸術団体を含む）であり、その設置目的と事業内容は多様です。

そのことを踏まえ「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」は、「劇場、音楽堂等」を、単なる施設とその運営のみならず「実演芸術の公演を企画し、又は行うこと」により「一般公衆に鑑賞させることを目的」とするものを「劇場、音楽堂等」としています。また実演芸術を「音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能」と定義し、その振興のために劇場、音楽堂等の活性化を図るとしています。「劇場、音楽堂等」が、実演芸術の創造と享受、地域社会の活力と国際貢献の拠点として機能していく機関、公共財であると法的に位置づけられました。

法律第5条には、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸など実演芸術活動を全国で進める実演家や団体を「実演芸術団体等」と定義していますが、この「実演芸術団体等」は、自らが劇場、音楽堂等を借りて公演を行い、また劇場、音楽堂等の自主事業、地域の文化団体等の事業に招かれたりして、実演芸術の創造と鑑賞機会の提供に大きな役割を果たしており、劇場、音楽堂等は、その重要なパートナーとしての役割を担っています。

さらに、法律第8条に劇場、音楽堂等設置・運営者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の連携が要請されています。「連携及び協力」は、劇場、音楽堂等の活性化に生かされることで、実演芸術の振興を図るための重要な要素となると考えています。

このように「劇場、音楽堂等」の活性化は大変重要であり、法律第16条ではそのための「指針」を文部科学大臣が定めると規定しています。多様に存在する劇場、音楽堂等がそれぞれ役割を發揮するための基盤を確立するためにも、この「指針」は、法の理念に沿って成長・発展していく方向性を明示したものなることが求められます。

さらに法律前文には、「将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすため施策を総合的に推進」と謳われています。劇場、音楽堂等の役割を果たして行くためには、「法律」と「指針」に基づいた具体的な政策と実施の予算

措置があつてこそ、「法律」と「指針」が機能するものと言えます。

以上の観点から「指針」に盛り込むべき内容と総合的な政策の構築について実演芸術団体として意見を申し述べます。

■それぞれの劇場、音楽堂等の役割の明確化に向けて

1) 劇場、音楽堂等の運営方針

法律の趣旨を達成していくためには、それぞれの劇場、音楽堂等の運営方針を見直し、事業内容を明確化することが重要であり、以下の点が考慮されることが必要と考えます。

地域、日本、世界の文化的状況、法律制定の趣旨を踏まえ設置目的の見直しを促すこと。

- ・事業内容として、法律第3条1号から8号、その他の事業など、劇場、音楽堂等の事業範囲、内容の明確化を進めること。
- ・運営方針の明確化に当たって、事業充実に向けて発展できる動機づけのある指針と政策の形成を進めること。

2) 運営方針に沿った必要な専門人材の配置

事業内容として法律第3条1号から8号の事業を行う範囲、その内容、規模により人的体制=専門人材職種の範囲、その人員数は異なっています。劇場、音楽堂等の定義にある「実演芸術の公演を企画し、又は行うこと」を満たすためには芸術（企画・制作）、技術、経営の責任者配置は必須です。さらに、技術については舞台、照明、音響などいくつかの職域が存在し、経営と制作について館長、芸術監督等を始め呼称はさまざまですが専門的ないいくつかの職域で構成されています。

- ・運営方針・事業の内容に対応した法律13条で言及する経営、制作、技術、実演の専門家の配置を促すこと。
- ・以上の点を考慮した全体的な人的体制の充実・整備を促すこと。

3) 実演芸術の公演制作を円滑（安全）に行うための体制と専門性について

実演芸術の公演制作の円滑な実施と安全は両立が必要であり、そのために公演制作に係わるさまざまな職種・関係者の共通認識の形成、専門性による役割分担、組織体制の確立が求められます。公演制作には専門性の異なる職能の分業と協働作業によって担われますが、それぞれが個別ばらばらの教育を受け、とりわけ安全については共通知識、認識が形成されてきませんでした。

実演芸術の制作に関わる制作・興行、実演、技術、劇場等関係16団体で構成する劇場等演出空間運用基準協議会は、6年余検討し、『劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン』を2012年にまとめました。

その内容は

- 1) 安全衛生管理体制の整備
- 2) 公演制作過程における職能の役割と責任
- 3) 企画から撤去・搬出までの公演制作過程
- 4) 危機発生時の緊急措置
- 5) 電気の安全事項
- 6) 舞台設備の管理

であり、劇場、音楽堂等での公演業務の独自性、専門性が示されています。

また、劇場、音楽堂等の施設や設備は長期保守計画に基づく日常的な点検等が施設を長期間運用していくために必要であり、その考え方の確立と人員配置は重要な要素です。

- ・『劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン』を運営方針および安全管理上に位置づけることを促すこと。

■劇場、音楽堂等の事業に必要な専門家の育成について

経営、制作、技術、実演等の専門人材の養成・研修については、ほとんどの職種で劇場、音楽堂等と実演芸術団体等の人材の専門性に共通基盤が存在しています。その認識をまず据えることが重要です。

その認識のもとに専門学校、大学等の通常の教育体系の充実が求められます。しかし、それだけでは不十分で、この職種は現場体験、職務経験が必要な分野です。劇場、音楽堂等、実演芸術団体等と大学等との連携による長期インセンシップ充実による人材育成、さらに現職者の能力向上、職域拡大、職能転換の研修プログラムの開発と奨励が必要です。

技術については劇場機構、照明、音響、劇場技術管理などの専門職域が存在します。その専門職域に入る前に実演芸術公演制作の共通基盤となる知識・技能を形成することが長期の技術者の職能形成には重要となります。現状ではその基盤となる教材が存在しません。

- ・ その共通基礎教材を早急に作成すること。
- ・ さらにその上で現存の照明、音響技能認定制度を位置づけると共に、専門職域全体を視野に入れた専門学校、大学を含めた総合的な人材育成システムが必要でありその開発、設計、実現を奨励すること。
- ・ 制作についても、アートマネジメントといった概念的なものではなく、技術における公演制作の共通基盤を基礎にすえた、制作の現職者研修の構築が必要であること。

■連携、協力の促進についてー劇場、音楽堂等と実演芸術団体等、大学、学校等との連携

全国に多様な創造と豊かな実演芸術の享受機会をつくりだし、実演芸術の振興を図ることは、劇場、音楽堂等と実演芸術団体の共通目的であると言えます。劇場、音楽堂等と実演芸術団体等が多様で柔軟な連携、協力関係を形成することが重要です。連携には、作品創造、公演実現、教育普及、人材育成・交流、災害復興などの多様な次元での連携が必要であり、多様な効果を発揮する可能性があります。その芽を育て、発展させるために指針による方向性示唆と政策の構築が必要と考えます。

1) 劇場、音楽堂等と実演芸術団体等との連携

・共同制作

現在、複数の劇場、音楽堂等と複数の実演芸術団体等との共同制作について「優れた劇場、音楽堂からの創造発信事業」で劇場、音楽堂等からの申請による助成が行われています。この枠組みは非常に限定的で実際の公演制作の実態を反映しているとは言えないと考えます。

共同制作は「劇場、音楽堂等と実演芸術団体等」がそれぞれの強みを生かし、相互に能力を発揮し、その責任範囲を明確化し取り組む作品制作です。

・劇場、音楽堂等と実演芸術団体等どちらもでも計画・申請を可能とすることが効果的であり、この奨励を図ること。

・巡回公演

現在、制作された作品について全国を巡回公演することを促進する仕組みが政策として存在していません。このことは評価を得た作品に多くの人々に鑑賞機会を提供する可能性を狭め、制作主体の経済性を低下させる要因ともなっています。

また、実演芸術団体等への文化庁「トップレベルの舞台芸術創造事業」は公演制作に対する経費補助であり、制作された作品が、再演、巡回公演などで生かされる可能性を広げる「旅費支援」の考え方方が重要です。補助費目の重複もなく、劇場、音楽堂等と実演芸術団体等との連携の一形態として重要と考えます。

・共同制作同様、劇場、音楽堂等と実演芸術団体等どちらからも計画・申請を可能とすることが効果的であり、この奨励を図ること。

・フランチャイズ（優先利用契約、定期的な公演契約）

通称、フランチャイズと称され劇場、音楽堂等と特定の実演芸術団体等がその施設での稽古、定期的な公演のため年間の一定期間を優先使用することが出来る契約を結び、本拠地として活動する形態を言っています。この効果は同一の劇場空間での稽古と公演による芸術表現の質の飛躍的な向上、同時に定期的、継続的な公演実施による地域での観客、聴衆の開拓、教育と普及に大きな力を

発揮しています。この方式については地方自治法「公の施設」との関係もあり、指定管理者の権限を越えており設置者である地方公共団体の姿勢が重要で、地方公共団体への奨励が必要です。

また、また準フランチャイズと称して、実演芸術団体等が年間一定回数公演すること、地域での教育普及などの実施を劇場、音楽堂等と約束し事業を実施する事例も進んでいます。

- ・とりわけオーケストラ分野で実施されていますが、これらの取り組みを他の実演芸術分野を含めて充実を促すこと。

・実演家等の配置

レジデントカンパニー、レジデントアーティストなどと称されオーケストラ、演劇、ダンス、声楽など幾つかの劇場、音楽堂等で実施されています。この内容は長期雇用、年間契約、短期契約とさまざまな試みが進んでいます。

劇場、音楽堂等の事業実施、さらに他の劇場、音楽堂等への出張公演、また地域での小中高等学校での実演芸術の鑑賞、体験機会づくりなど教育と普及に大きな役割を担っています。

- ・劇場、音楽堂等への実演家等の配置を促すこと。
- ・以上、共同制作、巡回公演、フランチャイズ、実演家等の配置について用語と基本的概念を明確化し、これら連携形態自体の促進に止まらず、共同制作と巡回公演、フランチャイズと巡回公演など柔軟で多様な連携を促進すること。

2) 地域の多様な主体との連携

- ・児童、青少年の情操、想像力、創造性、美意識など醸成による豊かな成長を育むために

これまで実演芸術団体等は小中高等学校での鑑賞教室を永年続けてきました。しかしながら、少子化による学校規模の縮小、学校行事の精選などの声により学校での鑑賞教室は減少を続けています。文化庁が「次世代を担う子どもの文化芸術体験事業」の実施を行っていますが、減少に及ぶものではありませんし、全ての子どもへの体験機会づくりには間に合っていません。

劇場、音楽堂等が地域の児童生徒を集めての公演、劇場、音楽堂等からの派遣など劇場、音楽堂等、実演芸術団体等、学校が連携を一歩進める必要があります。

- ・教育委員会、劇場、音楽堂等、学校、実演芸術団体との連絡機関の設置とその促進策の検討、鑑賞のための移動バスの利用などの具体的な検討を含む仕組みづくりを促進すること。

・劇場、音楽堂等、実演芸術団体等、大学との人材育成・交流の促進

劇場、音楽堂等、実演芸術団体等の専門人材はその専門性において共通基盤を

有しており、組織を超えた人材交流の促進は、相互の運営基盤の強化に重要であり、長期的な劇場、音楽堂等、実演芸術団体等のネットワーク、連携の進展に重要な要素となります。

また、大学は劇場、音楽堂等、実演芸術団体等で必要な新たな専門人材の育成のためプログラム開発、教育人材の交流、長期インターシップでの連携、さらに現職者の専門能力向上と職域拡大、職能転換研修での連携に大きな役割が期待されます。

- ・人材育成に止まらず、専門人材、教育スタッフとしての人材交流を劇場、音楽堂等、実演芸術団体等、大学の重層的な連携により促進すること。

3) 災害時における劇場、音楽堂等間における相互支援体制の構築について

東日本大震災において多くの人々、団体が被災地支援のために活動を進めています。自衛隊に始まり、地方公共団体の警察、行政機関、そしてボランティアが救援に駆けつけました。

文化面では、文化財保護の観点から文化財レスキューが動き、博物館等はその専門性を生かし、被災地の博物館の収蔵品との回収・修復・保管に当たっています。

一方、実演芸術面でみると芸術家個人や実演芸術団体が避難所、仮設住宅で人々を励ます活動を進めています。劇場、音楽堂等はどうであったのか。被災した劇場、音楽堂等、とりわけ指定管理者は施設閉鎖により収入の道が閉ざされ専門職員が自宅待機を余儀なくされたり、直営館は担当職員が避難所対応等に配置され、地域の文化活動支援が停止した状況が生まれました。震災復興は文化復興であり、社会資本の復旧に止まらず文化復興・再生も平行して進められなければならないことを確認する必要があります。

- ・劇場、音楽堂等もその役割において、被災地の文化芸術を支援するために、他地域の劇場、音楽堂等が緊急時に支援する考えを確立する必要があり、その役割を奨励すること。

災害時についての相互支援体制について言及しましたが、地域を越えてその専門性を発揮するために劇場、音楽堂等間の共助の考え方を醸成していくことは重要と考えます。

■国 の 実 演 芸 術 の 振 興 の た め の 総 合 的 な 政 策 の 形 成 と 予 算 充 実

国として実演芸術の振興の総合的な枠組みとして幾つかの点が必要となります。まず、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の制定を契機に現行の助成制度を見直し3つの助成制度の充実が重要と考えます。

1) 劇場、音楽堂等の活動の充実のため

「優れた劇場、音楽堂からの創造発信事業」を見直し、公演事業充実と専門家

配置を促進する方向での助成策を構築し予算を充実すること。

2) 劇場、音楽堂等と実演芸術団体等の連携の促進のため

劇場、音楽堂等と実演芸術団体等の多様で柔軟な連携、協力関係の形成を促すため、共同制作、巡回公演、フランチャイズ、レジデント等を促進する助成策を新たに構築すること。

3) 実演芸術団体等への文化庁、芸術文化振興基金の助成制度の見直しと充実を

P0・PD の導入により進められている助成評価の検討を進めるとともに、劇場、音楽堂等への助成との役割分担を明確にし、その上で文化庁と基金の役割分担、助成方法の見直しと予算充実を早急にすすめること。

なお、実演芸術の創造や連携には長い準備期間とノウハウの蓄積とネットワークが必要であり、長期的な助成方法の確立が急務です。

このほか設置者別の劇場、音楽堂等に求められる政策の充実が重要となります。

■設置者別の劇場、音楽堂に求められる政策

1) 国の劇場、音楽堂等（国立劇場群）について

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の制定により、国の劇場が果たすべき役割の位置づけを見直す必要があると考えます。それは地方公共団体、民間の劇場、音楽堂では困難な事業の充実が上げられます。考えられる点を以下に示します。

- ・能楽、文楽、歌舞伎、組踊、演芸など伝統芸能における養成事業、オペラ、バレエ、演劇及び新たに技術など研修事業の充実すること。
- ・他の劇場等のモデルとなるような共同制作、フランチャイズの実現、既存の合唱団、バレエ団など実演家の配置の充実。その際、実演家の採用と解職ルールと活動条件の明確化、事故補償など地位を確かなものとすること。
- ・全国の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等との事業、人材育成についてのネットワーク機能を強化すること。
- ・公演事業のさらなる水準の向上を図ること。

2) 地方公共団体の文化政策の充実と劇場、音楽堂等について

- ・地方公共団体による劇場、音楽堂等の運営計画の策定、文化施設設置条例の見直し、文化振興条例の制定促進と文化芸術関係予算の充実。
- ・地方公共団体による劇場、音楽堂等によるフランチャイズなど芸術団体等の連携の促進。
- ・劇場、音楽堂等の運営に指定管理者制度を利用する場合は、運営計画の内容により指定方法、期間について柔軟に対応することが重要です。

運営計画に応じて、公演、人材育成事業など長期計画性、継続性、ノウハウ

の蓄積、有能な人材確保などが必要な劇場、音楽堂等については企画提案など公募によらない方法を可能とすること。その指定期間は少なくとも5年以上とし、継続を可能とすること、など奨励すること。

- ・実演芸術団体等との公演事業など円滑、効果的な事業を進めるために、事業実施、専門家配置など指定管理者が自律的、柔軟に取り組めるよう、地方公共団体と指定管理者の関係を構築すること。

3) 民間の劇場、音楽堂等について

民間の劇場、音楽堂等の設置者は一般企業、興行会社、実演芸術団体等と多様です。民間の劇場、音楽堂等の共通した課題は、その施設が老朽化した場合、その改修投資の資金が手当て出来ないことです。近年、企業が社会貢献、広報の目的で設置した劇場、音楽堂の閉鎖が相次いだことに現れています。

このような事態を回避し、運営と事業の充実のために以下の税制と金融政策の充実が必要です。

- ・劇場、音楽堂等の固定資産税の減免。現在すでに公益法人が設置する能楽堂について固定資産税の軽減措置が設けられていますが、この措置の恒久化も含め減免措置の拡大すること。
- ・民間設置の劇場、音楽堂等および実演芸術団体への無利子融資制度の創設すること。

○劇場、音楽堂等の設置・運営者への寄付金優遇税制の改善

- ・劇場、音楽堂等の公益法人である運営団体、実演芸術団体等の資金調達を促進するために寄付金の年末調整を可能にする制度導入、寄付金の税額控除制度でのPST要件の撤廃を進めること。

以上、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の制定を契機として、実演芸術の振興のために意見を申し述べました。それは弊法人が実演芸術の振興のため長年にわたり調査研究をつづけ、実演芸術活動の実態、成立の構造とその課題、文化芸術政策の必要性について、以下の調査研究の蓄積に基づくものであり、国民が文化芸術を豊かに創造、享受する環境を整備するために行ってきたものであることを申し添えます。

■劇場、音楽堂等および実演芸術に関する芸団協調査研究一覧

2001 年度

- ・芸術文化基本法（仮称）の制定および関連する法律の整備を—21世紀、創造的な社会の構築のために— 実演家からの提言（中間まとめ）
- ・芸術文化に関する法制＜資料集＞
- ・芸能白書 2001—数字にみる日本の芸能

2002 年度

- ・劇場活性化に関する調査研究
- ・学校における舞台芸術鑑賞教室実態調査
- ・芸術家等の活発な創造活動の推進のための調査研究

2003 年度

- ・芸能による豊かな社会づくりのために—提言と具体化への道すじ—提言と具体化への道筋
芸能振興の理念／文化拠点の活用／芸能組織の有り方／専門人材の職能形成
- ・芸能関係者のスキルアップ研修教材開発事業「舞台技術者の技能とその研修と資格制度についての研究」報告書

2004 年度

- ・芸能実演家・スタッフの活動と生活実態調査 第7回

2007 年度

- ・芸能活動の構造変化～この10年の光と影～
- ・劇場等演出空間運用基準の策定に関する研究—安全で円滑な創造活動を進めるために
- ・実演芸術組織・劇場の経営のあり方に関する研究—アートマネジメント抽象論を超えて
- ・学校における鑑賞教室等に関する実態調査報告書 2008年版

2008 年度

- ・社会の活力と創造的な発展をつくりだす劇場法（仮称）の提言

2009 年度

- ・第8回芸能実演家・スタッフの活動と生活実態調査
- ・舞台技術者の育成に関する調査研究報告書

2010 年度

- ・実演芸術家等の社会保障・地位に関する研究
- ・舞台技術者の研修教材に関する調査研究報告書